

# 賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者（以下「お客様」といいます。）と締結する賃貸借保証委託契約（以下「本契約」といいます。）の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

## 1 保証会社の商号、本社所在地及び連絡先、問い合わせ窓口

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録		
本社所在地	【東京本社】東京都新宿区西新宿 1-24-1	TEL: 03-6327-5840	
及び連絡先	【沖縄本社】沖縄県那覇市字天久 905 番地	TEL: 098-866-4901	
問い合わせ窓口	沖縄県那覇市字天久 905 番地 お客様相談室	TEL: 0570-01-1083	
	受付時間：土・日・祝日・当社休業日を除く 9：00～18：00		

## 2 保証委託料、保証の範囲及び保証限度額

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。 ※継続保証委託料は本契約書条項に記載された支払い期日までにお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社を受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。
保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約（以下「原契約」といいます。）における家賃（賃料）、共益費 / 管理費、駐車場料金、水道料 / 町（区）費、退去時の精算金など、本契約書別表記載の内容となります。
保証限度額	ご契約のプランに従って、以下の保証限度額を上限として保証いたします。 ※お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、賃貸人が保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、駐車場に限り、保証会社は明渡請求訴訟提起時の滞納賃料等の金額に加え、月額賃料の10か月分相当額を上限として保証限度額を追加いたします。

## 3 保証プラン、保証限度額、保証委託料、口座振替サービス利用料

保証物件の用途	保証プラン	初回保証委託料	継続保証委託料	保証限度額	口座振替サービス利用料
住居	毎年プラン / 住居用	月額賃料の60%	10,000円/年	月額賃料の24ヶ月分	***
・保証限度額及び保証委託料の算出基準は月額賃料とし、月額賃料とは本契約締結時の月額賃料を示します。 ・口座振替サービスを利用する場合、上記記載の口座振替サービス利用料と毎月の賃料を自動引き落としによりお支払いいただきます。 なお、振替不能の場合も口座振替サービス利用料は発生いたします。					口座振替サービス振替日
					毎月 ***

## 4 特約条項

特約条項の定めはありません。

※特約欄にあらかじめ印字されていない場合、又は手書きで文言を記載した場合、契約は有効に成立しないものとします

1001

## 5 保証期間及び中途解約

保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。また、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合（期間満了後の再契約を含みます。）についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。
中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。

## 6 求償債務等の履行及び保証事務手数料

求償債務等の履行	賃貸人からの請求に基づき保証会社は、以下の代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。 ①全保連口座振替サービスを利用しない場合 お客様が、原契約の賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、賃貸人からの請求に基づき保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を代位弁済いたします。 ②全保連口座振替サービスを利用する場合 お客様が、保証会社と賃貸人の間で別途定める毎月の約定期日前営業日までに預貯金口座にご入金なされていない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を代位弁済いたします。
保証事務手数料	お客様は以下の場合、保証会社に対し、保証事務手数料として、1回につき2,700円（別途消費税等）をお支払いいただきます。 ①毎月の賃料等に相当する金額を振替日に全保連口座振替サービスによる振替ができなかった場合（但し、全保連口座振替サービス利用開始前又は利用停止期間中は、振替日までにお客様からのお支払いがなかった場合） ②賃貸人等からの請求に基づき賃料等を代位弁済した場合 ③保証会社が、原契約の更新料、退去時の精算金、委託支払金を賃貸人等へ代位弁済した場合

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意事項

賃貸借保証委託契約(以下「委託契約」とい、当該委託契約に係る賃貸借保証契約を「保証契約」といいます。)

- 第1条(個人情報)
個人情報とは、以下の個人に関する情報等をい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいいます。

第2条(法人情報)
法人情報とは、以下の法人に関する情報等をい、当該情報に含まれる法人名、代表者名、所在地、電話番号その他の記述等により特定の法人を識別することができるもの等をいいます。

- 第3条(関連する個人情報)
当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

- 第4条(個人情報の利用目的)
当社が申込者から取得した個人情報の利用目的は以下のとおりです。本条項以下に定める場合のほか、利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- 第5条(個人情報の第三者への提供)
(1)当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者本人の同意を得ず個人情報を第三者に提供することはありません。

- 第6条(第三者の範囲)
以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- 第7条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等)
(1)申込者は、当社が個人情報を当社の加盟する以下の家賃債務保証情報取扱機関(以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」とい

ます。)に提供することに同意します。
■加盟家賃債務保証情報取扱機関
名称：一般社団法人 全国賃貸保証協会(略称 LICC)

- (2)申込者は、当社が申込者等との委託契約締結可否の判断及び委託契約又は保証契約の履行・求償権の行使のために、加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6か月間

Table with 2 columns: 登録情報, 登録期間. It lists registration details for personal and corporate information, including names, addresses, and phone numbers, and specifies the duration of registration (e.g., 6 months for inquiries).

- (4)申込者は、賃貸人が賃借人等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合にこれにかかるとい、賃貸人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。

第8条(信用情報機関への登録・利用等)

- (1)申込者は、当社が第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報を当社の加盟する以下の信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)に提供することに同意します。

- 提携先機関
名称：株式会社 日本信用情報機構(略称 JICC)
電話番号：0570-055-955
URL：https://www.jicc.co.jp

- (2)当社が加盟先機関及び加盟先機関と提携する以下の信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)

- (3)第1項で当社が提供する個人情報及び法人情報のうち、保証額についての情報は賃貸借申込物の賃料等1ヵ月分に相当する額とします。

- ウ 債権譲渡の事実に関する情報
当該事実の発生日から1年以内

に係る開示請求または当該個人情報・法人情報及び貸付け情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第9条(個人情報の当へへの提供)

- 申込者は、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者か、申込者の個人情報等、第4条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第10条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等)

- (1)当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示します。

第11条(個人情報の正確性)

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第12条(必要情報の提出)

申込者は、委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報を提出することに同意します。

第13条(本条項不同意の場合の措置)

申込者が、委託契約及び保証契約において必要な記載事項(申込書、委託契約書及び保証契約書表面に記載すべき事項)の記載を希望されない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、

第14条(審査結果)

当社は、委託契約及び保証契約申込についての審査結果を賃貸人、管理会社又は仲介会社へ通知します。

第15条(個人情報の管理)

- (1)当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

第16条(個人情報及び法人情報取り扱い業務の外部委託)

当社は、個人情報及び法人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第17条(統計データの利用)

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。

第18条(本条項の定め)

当社は、法令等の変更がある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

第19条(個人情報保護管理者)

全保連株式会社 個人情報保護管理者 コーポレート本部長
第20条(問合せ窓口)
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談等はお問合せにつきましては当社ホームページ(https://www.zenhoren.jp)を参照いただくか、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

申込者は、運転免許証、パスポート及び在留カード等の本人確認情報並びに当社との与信判断に必要な情報を提出することに同意するとともに当社が与信判断及び委託契約の締結、管理等に際し上記条項に従って当該個人情報・法人情報の取扱いを行うこと及び裏面記載の「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の内容をいずれも確認し、承諾の上、申込を行います。

同意書記入欄。同意日(20年 月 日)と申込者署名欄(※法人申込の場合は法人名を記入)の欄があり、申込者本人が署名してくださいと指示されています。